

# アジア室通信

2018年12月

90号



## CONTENTS

### 【特集】

- タイの『日本酒テイスティング会』 1  
バンコック銀行 日系企業部 米島 裕輔

### 【そこが知りたい！国際税務】

- 今回のテーマ ～外国子会社合算税制の対象会社判定における懸念点～ 3  
太陽グラントソントン税理士法人

### 【みなと銀行からのお知らせ】

- 「みなと海外ビジネスセミナー」開催のご報告 5

### 【アジアビジネス情報】

- アジアニュース・主要経済指標 6

みなと銀行 国際業務部アジア室

1. 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。2. 著作権 本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ、本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。3. 免責 本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡無しに変更されることもあります。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。また、本稿の中で、意見にわたる部分は、筆者の個人的意見であり、筆者の所属する組織の見解を代表するものではありません。

## タイの『日本酒テイasting会』

バンコック銀行 日系企業部  
 (近畿大阪銀行より出向)  
 米島 裕輔

私は近畿大阪銀行よりタイ・バンコック銀行に出向しております米島でございます。2007年4月に入社し、2016年12月よりバンコック銀行日系企業部にて勤務しております。現在、バンコック銀行日系企業部では全国各地の25金融機関と提携しており、17金融機関からの出向者が在籍しております。りそなグループでは、りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行が提携しており、各行1名ずつ出向しております。

タイでの滞在も3年目を迎え、慣れてはきたとは言え、この時期に日本へ一時帰国すると未だに気候の差に気を遣います。日本ではインフルエンザの予防接種を受ける人が多くなってくる季節だと思いますが、タイではインフルエンザにかかる人は少なく、大半は日本へ一時帰国や旅行に行った後に発症しているようです。12月になる現在でもここバンコクは連日30℃を越す暑さで、日本のように季節を感じる事も少ないです。年間平均気温が約29℃であり、1年中日本の夏が続いているような暑さです。その中でも3-5月はずっと暑く、気温は40度近くになります。6-10月が雨季で夕方に1-2時間程度のまとまった雨が降る日が多くなると言われていますが、最近では雨が降る時間帯や降っている時間が長くなるなど降り方に変化が見られます。11-2月は乾季で、朝晩は半そででは肌寒い日もあるくらいタイでは一番過ごしやすい季節になり、この時期には日本からも多くの観光客が来タイし、観光やゴルフを楽しんでいるようです。

さて、今回は、タイのバンコクでバンコック銀行日系企業部が主催し9月に開催いたしました「日本酒テイasting会」についてご案内致します。この「日本酒テイasting会」はバンコック銀行日系企業部のお取引先企業の従業員やバンコッククラブの会員(バンコック銀行の会員制クラブでタイの富裕層が多い会)を招待し、無料で日本各地の日本酒をテイastingして頂き、気に入った日本酒があればその場で購入も可能(※)なもので、「タイの日本酒の認知度を広め、セールスプロモーション」を行うことを目的としたイベントです。



当日は、10道府県、14の酒造メーカー、42銘柄の出展があり、各酒造メーカー様と私を含むバンコック銀行日系企業部のものでご来場者の対応を致しました。テイasting頂いた方全員とはいかなかったものの、私が担当した酒造メーカー様のお酒でテイasting頂いた52人の方々がアンケートに回答され、タイでは日本酒がまだまだ浸透していないことが伺えました。日本酒の味と言うよりは金色のパッケージやピンク色で桜をイメージさせる箱など見た目でテイastingする銘柄を選んでいるようでした。中には、「高価なお酒」に絞ってテイastingする方もいました。



タイで、アルコール飲料の輸入販売を行うためには銘柄ごとにライセンスを取得する必要があります。また、関税や輸送コストにより日本酒はかなり高価なお酒となるため、まだまだ一般に浸透しておらず、富裕層が寿司などの高級な日本食を食す際に飾りのようにテーブルに置かれていることが多いようです。

バンコック銀行日系企業部では日系企業への金融サービスだけではなく、日本の文化を広める事や観光、産学連携など様々な事にも取り組んでおり、日本にいらっしゃる皆さまにもタイの色々な情報を発信してまいりたいと考えております。

(※)会場での販売は、既にタイでライセンスを持っている業者さまのみとなります。

以上

# そこが知りたい！国際税務

## 今回のテーマ

### ～外国子会社合算税制の対象会社判定における懸念点～

2018年度税制改正において、外国子会社合算税制に大幅な改正が行われ、外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度から適用が開始されています。

改正により、合算課税の対象となる外国関係会社の範囲が拡大されましたので、租税回避に関与しない日本企業の有する外国関係会社が、本制度の対象となってしまう可能性が懸念されています。

#### 対象となる外国関係会社の判定方法の変更

旧制度では、租税負担割合が20%未満である外国関係会社を本制度の対象としていたため、実態がペーパー・カンパニー等であっても法人税率が20%以上の国に進出している日本企業にとっては、優遇税制等により租税負担割合が減少しない限り、適用の有無について考慮する必要がありませんでした。

改正により、対象となる外国関係会社にペーパー・カンパニー等(特定外国関係会社)が含まれ、租税負担割合が30%以上の場合を除き会社単位の合算課税が適用されることになりました。(措法66の6②二、措法66の6⑤一)

\* ペーパー・カンパニー等とは、ペーパー・カンパニー、事実上のキャッシュボックス、ブラック・リスト国所在外国関係会社を指します。

#### 特定外国関係会社の形式的な判定に伴う懸念点

米国では、ビジネス上の利便性からLLC(Limited Liability Company)やLPS(Limited Partnership)といった事業体が用いられることが多く、これらの事業体で生じた所得については、構成員課税が行われるため(パススルー課税)、米国法人税の課税対象とはなりません。さらに、これらの事業体の債務を遮断する中間事業体として、多くの場合、日本の親会社とパススルー事業体の間に、従業員が配置されないペーパー・カンパニーが用いられていません。

2018年1月より米国の法人税率が35%から21%に引き下げられたことで、改正後の合算税制の下では、米国事業が全体として経済的実態がある場合であっても、これらのパススルー事業体やペーパー・カンパニー等が、個別に特定外国関係会社等に区分され、会社単位合算課税の適用を受けるリスクが高まっています。また、米国では連結納税が一般的であり、ペーパー・カンパニー等に該当する連結子法人が利益を計上していても米国連結納税制度上、当該連結子法人には納付する税額がないため、合算課税後に、連結子法人について、日本の親法人が外国税額控除制度の適用(措法66の7)を受けられないおそれもあるとされています。

パススルー事業体であるLLCやLPSが外国関係会社に該当するのか、該当するならばその租税負担割合や合算所得の計算方法、外国税額控除の適用の有無など、日本の外国子会社合算税制の適用関係について、既に他の外国企業から懸念を示され、パススルー事業体を用いた日本企業との共同事業が敬遠されるなど、米国でのビジネス活動に影響が出てきているようです。改正後の合算税制の適用を受ける日本企業からも、課税リスクの軽減を求める声が上がっています。

### お見逃しなく！

経済産業省は、2018年8月に2019年度税制改正に対する要望を公表し、改正後の合算税制が、外国関係会社を有する租税回避に関与しない日本企業に対して過度な税負担や過大な事務処理等を生じさせ、現地国での通常のビジネスを阻害するおそれがあることを指摘し、税制の見直しを求めています。

以上

(出典:太陽グラントソントン税理士法人 国際税務ニュースレター 2018年)

## 「みなと海外ビジネスセミナー」 開催のご報告

みなと銀行は、海外でのビジネスをご検討のお客さまを対象に「みなと海外ビジネスセミナー」を2018年10月30日(火)、大森・みなとビルにて開催いたしました。

セミナー当日は70名のお客さまに参加を頂き、株式会社リープブリッジVJパートナー様による中小企業の海外展開についての講演の後、弊行お取引先である姫建機材株式会社様によるベトナムでの事業、株式会社ささめトレーディング様によるバングラデシュでの事業につき、それぞれ実体験を交えた講演を頂きました。



参加者からは、「具体例を交えての説明がわかり易かった。」、「幅広い国の話しを聞いた。」などのご意見をいただきました。今後もみなと銀行国際業務部アジア室では、アジアビジネスにお役に立つ情報のご提供やイベントを企画して参ります。

「みなと銀行からのお知らせ」についてご不明点などございましたら、みなと銀行国際業務部アジア室（TEL：078-333-3283）または、お取引店の担当者までお問い合わせ下さい。

## アジアニュース・主要経済指標

### 【香港】

香港経済紙によると、沖縄で結婚式を挙げる香港人カップルが増加。昨年沖縄で挙式した外国人カップルのうち 1,218 組が香港人で過去 5 年で 4 倍以上に増えた。2 位は台湾の 596 組、3 位は中国本土の 164 組であった。現地旅行会社によると香港人が海外で挙式をする場合、最初に候補に挙がるのが日本で、うち沖縄が 7~8 割を占める。同地は香港から近いという地理的優位性があると考えられる。この経済効果は 45 億円を超えるとみられている。

### 【ベトナム】

同国オンラインメディアによると、食の安全への意識が高まる中、ベトナムの果物生産・輸出企業が「ブロックチェーン(分散型取引台帳)」を導入し、生鮮食品が生産者から消費者へ届くまでのリスクを管理する動きが広まっている。同技術の導入により検疫基準の厳しいオーストラリア、米国、日本、欧州等へ希望価格にて輸出が可能に。また生産状況の管理コストの削減にも繋がっている。

### 【シンガポール】

シンガポール人材開発省によると、2018 年の同国地元労働者(国民と永住権保有者)の賃金(企業の年金負担を含む)中央値は月額 4,437 シンガポールドル(約 36.7 万円)と、17 年の 4,232 シンガポールドルから 4.8%上昇した。13 年から 18 年までの 5 年間で見ると伸び率は実質年 3.5%で、それ以前の 5 年間(08~13 年)の 1.9%を大きく上回っている。一方でエコノミストらによると、今後は米中貿易戦争などの影響による景気の鈍化が見込まれることから 19 年は 18 年程の高い賃金の伸びが期待できないとの見解もある。

### 【台湾】

同国は日本との間で貨物の安全管理と法令順守体制を整えた認定事業者(AEO)を対象に、輸出入時の通関手続きを相互に簡素化する取り決めに署名した。通関手続きの時間を現在の約 3 分の 1 に短縮。財務省関税局は貿易の円滑化を通じ日台双方の経済発展に繋げたい考え。この簡素化により、認定事業者が輸出した貨物は相手国・地域の税関での審査や検査が軽減される。日本が同様の取決めを締結しているのは台湾を含め計 10 カ国・地域となった。





# みなと銀行上海駐在員事務所

中国長江デルタ経済圏へ進出をされている、または、今後進出や投資をご検討されているお客さまのサポート

上海駐在員事務所では、このようなサービスをご提供しております。

- 中国の金融経済等各種情報の提供
- 中国企業及び日系・外資系企業の動向調査
- お客さまの中国進出に関する情報の提供



中華人民共和国上海市銅仁路 195 号 中欣大厦 3312 号室  
TEL. 86-21-6289-8080 FAX. 86-21-6289-8608

みなと銀行 上海駐在員事務所 所長 野田 啓介

2018年4月に上海駐在員事務所長に就任致しました野田でございます。

みなと銀行上海駐在員事務所は、2007年4月に開所し、日本からの派遣社員1名、ローカルスタッフ1名の計2名体制で業務にあたっています。

当上海事務所では、中国に進出されているお客さまへの商談会等の情報発信や、セミナーの開催などによる海外ビジネス支援を行っております。

ご要望等ございましたら当上海駐在員事務所までお気軽にご相談下さい。



お問い合わせ先

みなと銀行国際業務部アジア室 

〒651-0193神戸市中央区三宮町2丁目1-1 TEL. 078-333-3283 FAX. 078-331-5845